

# ○東京都市大学情報基盤センター運営会議規程

平成 23 年 3 月 16 日  
制 定

改正 平成 27 年 6 月 22 日

(設置)

**第 1 条** 東京都市大学情報基盤センター規程第 8 条に基づき、その運営を円滑に行うため運営会議(以下「会議」という。)を置く。

(構成員)

**第 2 条** 会議の構成員は、以下の通りとする。

- (1) 所長
- (2) 副所長
- (3) 所長が指名する教員 若干名
- (4) 各副所長が指名する教員 若干名
- (5) 事務局 若干名
- (6) その他、所長が必要と認めた者

2 幹事は、事務局があたる。

(任期)

**第 3 条** 所長及び副所長以外の構成員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

**第 4 条** 所長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 所長は、構成員の 3 分の 1 以上から会議の招集を請求された場合には、これを招集しなければならない。
- 3 会議を開くには、構成員の過半数の出席を必要とする。
- 4 議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会議は、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(周知)

**第 5 条** 所長は、必要に応じて、会議で審議・報告された事項を「都市大広報」等で教職員並びに学生に周知する。

(部会)

**第 6 条** 会議に、部会を置くことができる。

2 前項の部会に関する内規は、別に定める。

(規程の改廃)

**第 7 条** この規程の改廃は、会議が発議し、大学協議会の議を経て、学長が行う。

付 則(平成 27 年 6 月 22 日)

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。